

事務連絡
令和2年5月19日

各都道府県特別定額給付金担当部長
各指定都市特別定額給付金担当部長 殿

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室長

特別定額給付金事業における難民認定申請をしている者の
子に係る取扱いについて

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本事業における難民認定申請をしている者の子に係る取扱いについて、以下のとおりお知らせしますので、事業の実施に当たり十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市を除く）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 訪日し入国したうえで難民認定申請をする者については、まずは申請から2か月以内に簡易審査が行われ、その間、日本国内での滞在が認められる。その後、難民認定に係る審査が行われている間、3か月以内の在留期間が認められ、同様に3か月以内の在留期間が1回更新された後、3か月を超えた中長期の在留が認められうる運用となっているところ。

難民認定申請をしている者に子が出生した場合、当該子については、親の在留期間によらず、出生後に難民認定申請を行った時点から同様の取扱いをとることとなる。このため、親が中長期の在留を認められ、住民基本台帳に記録される場合であっても、子については、住民基本台帳に記録されず、結果として特別定額給付金の支給対象外となっている場合がある。

このような子については、難民認定申請のプロセス上、中長期の在留を認められず、結果として住民基本台帳に記録されない状態にあるが、実態としては親と同様に中長期の在留が予定され、一定期間経過後には、親と同様に住民基本台帳に記録される状態に至ることが想定されるため、基準日において住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして、給付対象として差し支えないこととする。

2 上記1による取扱いに当たっては、以下によらねたい。

- (1) 当該市区町村に住民票を有する難民認定申請を行っている者から、その者の子であって、住民票を有しない難民認定申請を行っている者について特別定額給付金の給付を希望する旨の申出を受けた市区町村は、当該子に係る申請書を、申出者が属する世帯の世帯主に送付する。
- (2) その際、①当該申出者が難民認定申請を行っている者であることを確認するとともに、②当該申出者と当該子の親子関係を確認する。具体的には、①については、例えば当該申出者の在留カード及び難民認定申請受付票の提示を求める方法が考えられる。また、②については、出生証明書や母子健康手帳により確認する方法が考えられる。

(担当者連絡先)

総務省自治行政局地域政策課

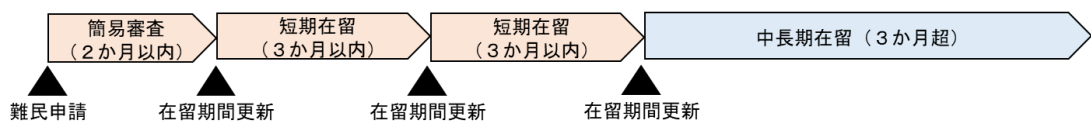
特別定額給付金室 榊、大和田

TEL:03-5253-5111 (内線) 21269、21251

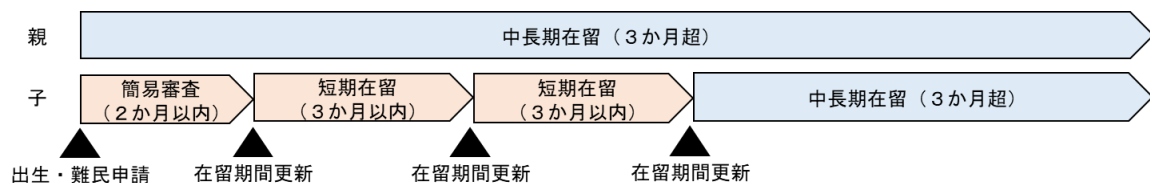
(別添)

【給付対象者のイメージ】

- 訪日し、難民認定を申請する者については、まずは申請から2か月以内に簡易審査が行われ、その間、日本国内での滞在が認められる。
- その後、審査が行われている間、3か月以内の在留が認められ、同様に3か月以内の在留期間が1回更新された後、3か月を超えた中長期の在留が認められる運用となっている（なお、中長期の在留が認められない場合もある）。



- 難民認定申請中で中長期の在留が認められた者の日本国内で出生した子については、出生後に難民申請をした時点から、上記の簡易審査から中長期の在留までのステップを踏むこととなる。



- 上記のケースにおいて、子が中長期在留に至っていない場合には、住民基本台帳に記録されていない状態にあり、子については給付対象とはならない。
- 一方で、当該子については、難民認定の手續上、やむなく短期の滞在となっているものであり、実態としては親と同様に中長期の在留が予定され、一定期間経過後には住民基本台帳に記録される状態に至ることが想定されることから、基準日において住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして、給付対象者として取り扱うこととして差し支えないとするものである。